指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成25年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第67号

指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第74号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則	附則
1~43 [略]	1~43 [略]
(基準該当訪問看護の事業の設備及び運営に関する基準)	
44 基準該当居宅サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービス	
(以下「基準該当訪問看護」という。) の事業を行う者が、当該事業を行	
う事業所(病院又は診療所を除く。)ごとに置くべき保健師、看護師又は	
准看護師の員数は、東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事	
業の人員、設備及び運営に関する基準(平成23年厚生労働省令第53号)に	
規定するところによる。	
45 第4章 (第65条を除く。) の規定は、基準該当訪問看護の事業について	
準用する。	
46 前2項の規定は、平成25年4月1日において基準該当訪問看護の事業を	
行っている者に限り適用する。	
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この条例は、公布の日から施行する。